

年少者就労報告書について

18歳未満の作業員が現場入場する場合

- ① 年齢証明書類の写し
- ② 年少者就労報告書

その児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していない者である場合

- ③ 親権者又は後見人の同意書

年少者就労報告書

工事名称 _____

所長名 _____ 殿

会社名 _____

代表者名 _____ 印

貴作業所の工事を施工するにあたり、下記のは満18歳未満ですが、当社の責任において就労させますので報告いたします。また就業制限業務には就労させません。

記

氏名	生年月日	年齢(満)	職種	作業内容

※ 年齢証明書類の写しを同時に添付し提出すること。
(「住民票記載事項証明書」または本籍地を記載しない「住民票抄本」でよい)

建設工事に関わる年少者(18歳未満)の就業制限業務

- 深夜業(午後10時～午前5時 労基法第61条)
 - 坑内労働(労基法第63条)
 - 下表に掲げる重量物を取り扱う業務(年少規則第7条)

年齢	断続作業の場合		継続作業の場合	
	男	女	男	女
満16歳未満	15kg以上	12kg以上	10kg以上	8kg以上
満16歳以上 満18歳未満	30kg以上	25kg以上	20kg以上	15kg以上
 - 動力により駆動される巻き上げ機(電気ホイストを除く)、運搬機または索道運転の業務
 - 運転中の原動機または動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理、またはベルトの掛換の業務
 - 直流750V、交流300Vを超える充電電路またはその支持物の点検、修理又は操作の業務
 - 土木建築用機械(車両系建設機械)の運転業務
 - 直径が25cm以上の丸のこ盤(反発により労働者が危害を受けるおそれのないものを除く)に木材を送給する業務
 - 手押しかんな盤または単軸面取り盤の取扱いの業務
 - 直径が35cm以上の立木の伐採の業務
 - 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - 異常気圧下における業務
 - 火薬その他の危険物(爆発、発火、引火のおそれのある物)を取扱う業務
 - 圧縮ガス、液化ガスを用いる業務
 - 有害物質が発散される場所で「送気マスク等の着用が義務付けられている業務」、「作業環境測定第3管理区分の作業場内の業務」
- 以下、年少者労働基準規則第8条から抜粋
- 土砂が崩壊するおそれのある場所、または深さ5m以上の地穴での業務
 - 高さが5m以上の場所で墜落のおそれのあるところにおける業務
 - 足場の組立、解体、変更の業務(地上、床上での補助作業の業務を除く)
 - さく岩機等の使用によって身体に著しい振動を与える機械器具の業務
 - 岩石、または鉱物の破碎機または粉砕器に材料を送給する業務
 - 強烈な騒音を発する場所における業務
 - クレーン、デリックまたは揚貨装置の運転業務
 - クレーン等の玉掛けの業務
(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業を除く)
 - 最大積載荷重が2t以上の人荷共用エレベーター
または高さが15m以上のコンクリート用エレベーターの運転業務

※ 満15歳に達した後、最初の3月31日が終わるまでは、雇用できない。

記入例

2020 年 7 月 20 日

年少者就労報告書

工事名称 〇〇新築工事作業所

所長名 〇〇 〇〇 殿

会社名 ▲▲建設㈱

代表者名 〇〇 〇〇 印

貴作業所の工事を施工するにあたり、下記のは満18歳未満ですが、当社の責任において就労させますので報告いたします。また就業制限業務には就労させません。

記

氏名	生年月日	年齢(満)	職種	作業内容
黒部 太郎	H15.8.23	17	型枠大工	基礎型枠組立

※ 年齢証明書類の写しを同時に添付し提出すること。
(「住民票記載事項証明書」または本籍地を記載しない「住民票抄本」でよい)

建設工事に関わる年少者(18歳未満)の就業制限業務

- | <ol style="list-style-type: none"> 1. 深夜業(午後10時～午前5時 労基法第61条) 2. 坑内労働(労基法第63条) 3. 下表に掲げる重量物を取り扱う業務(年少規則第7条) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th> <th colspan="2">断続作業の場合</th> <th colspan="2">継続作業の場合</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満16歳未満</td> <td>15kg以上</td> <td>12kg以上</td> <td>10kg以上</td> <td>8kg以上</td> </tr> <tr> <td>満16歳以上
満18歳未満</td> <td>30kg以上</td> <td>25kg以上</td> <td>20kg以上</td> <td>15kg以上</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 以下、年少者労働基準規則第8条から抜粋 4. 土砂が崩壊するおそれのある場所、または深さ5m以上の地穴での業務 5. 高さが5m以上の場所で墜落のおそれのあるところにおける業務 6. 足場の組立、解体、変更の業務(地上、床上での補助作業の業務を除く) 7. さく岩機等の使用によって身体に著しい振動を与える機械器具の業務 8. 岩石、または鉱物の破碎機または粉砕器に材料を送給する業務 9. 強烈な騒音を発する場所における業務 10. クレーン、デリックまたは揚貨装置の運転業務 11. クレーン等の玉掛けの業務
(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業を除く) 12. 最大積載荷重が2t以上の人荷共用エレベーター
または高さが15m以上のコンクリート用エレベーターの運転業務 | 年齢 | 断続作業の場合 | | 継続作業の場合 | | 男 | 女 | 男 | 女 | 満16歳未満 | 15kg以上 | 12kg以上 | 10kg以上 | 8kg以上 | 満16歳以上
満18歳未満 | 30kg以上 | 25kg以上 | 20kg以上 | 15kg以上 | <ol style="list-style-type: none"> 13. 動力により駆動される巻き上げ機(電気ホイストを除く)、運搬機または索道運転の業務 14. 運転中の原動機または動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理、またはベルトの掛換の業務 15. 直流750V、交流300Vを超える充電電路またはその支持物の点検、修理又は操作の業務 16. 土木建築用機械(車両系建設機械)の運転業務 17. 直径が25cm以上の丸のこ盤(反発により労働者が危害を受けるおそれのないものを除く)に木材を送給する業務 18. 手押しかんぱん盤または単軸面取り盤の取扱いの業務 19. 直径が35cm以上の立木の伐採の業務 20. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 21. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 22. 異常気圧下における業務 23. 火薬その他の危険物(爆発、発火、引火のおそれのある物)を取扱う業務 24. 圧縮ガス、液化ガスを用いる業務 25. 有害物質が発散される場所で「送気マスク等の着用が義務付けられている業務」、「作業環境測定第3管理区分の作業場内の業務」 <p style="text-align: center;">※ 満15歳に達した後、最初の3月31日が終わるまでは、雇用できない。</p> |
|--|--------|---------|--------|---------|--|---|---|---|---|--------|--------|--------|--------|-------|------------------|--------|--------|--------|--------|---|
| 年齢 | | 断続作業の場合 | | 継続作業の場合 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 男 | 女 | 男 | 女 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満16歳未満 | 15kg以上 | 12kg以上 | 10kg以上 | 8kg以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満16歳以上
満18歳未満 | 30kg以上 | 25kg以上 | 20kg以上 | 15kg以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |

年齢	断続作業の場合		継続作業の場合	
	男	女	男	女
満16歳未満	15kg以上	12kg以上	10kg以上	8kg以上
満16歳以上 満18歳未満	30kg以上	25kg以上	20kg以上	15kg以上
満18歳以上	—	30kg以上	—	20kg以上